

令和元年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年8月9日（金）
午前9時30分～午前10時45分
2. 場 所 富山市役所 西館8階 教養室
3. 出席委員 18人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 5番 若林 勉
7番 仲田 茂 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 13番 高瀬 昌弘
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 4番 山崎 巖 6番 福山 英則
12番 金木 洋子 15番 熊本 孝信
19番 坂田 幸雄 20番 中井 義則
5. 議 題 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について
議案第22号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 報告事項 報告事項第21号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第22号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、4番山崎委員、6番福山委員、12番金木委員、15番熊本委員、19番坂田委員、20番中井委員より欠席届があり、出席委員数は18名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和元年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。18番五十嵐委員、21番奥野委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、2ページの8番から10番は、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は21,499.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

5番から7番は譲受人が同じで、新規農家であります。申請面積は合計5,575㎡です。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、贈与により、所有権を移転するものです。

7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

8番から10番は譲受人が同じであります。

8番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

9番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

10番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、8番から10番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

菊 委 員 5番から7番について、新規農業者で非常に歓迎すべきところですが、移転許可申請農地の場所が離れており、農地の集積・集約化から見て、もう少し近間にあったほうがよいのではないかと思う。

高 瀬 委 員 それについては我々も心がけていかなければならないと思っている。この方はこれから農地を増やしていきたいと考えており、地域の方で耕作者を探していたら、こういう方がおられるということをご参考にしたい。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、8番から10番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、8番から10番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、8番から10番について、審議いたしますので、

●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、8番から10番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、8番から10番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、8番から10番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第21号農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見についてご説明いたします。議案書のページは、4ページです。
農林水産省が管理する農地の買受申込者が、農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方に該当しているか否かについて、北陸農政局から照会があったため、農業委員会の意見を求めるものです。

この買受申込者は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては各要件を満たしております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、報告がありましたことについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この案件にご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、農地法施行規則第95条に該当とする意見書を北陸農政局長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第22号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は5ページから9ページまでです。

今回は、4条申請1件、5条申請10件で、面積は合計15,306㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

6ページの1番は農家住宅敷地の拡張であります。固定資産台帳を確認した際に、田を住宅敷地として利用していたことを知り、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しました。

7ページの1番は、コイン精米場及び建築資材置場を設置する計画であります。精米場が近隣になく、地元からの要望を受け、精米場を設置するものであります。併せて、自ら経営している建設業の資材置場も設置するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しました。

2番は、駐車場を設置する計画であります。貸借中の駐車場を返還することとなり、また、事業規模の拡大による従業員の増員に伴う駐車場を確保するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しました。

3番は資材置場及び駐車場を設置する計画であります。自らが経営する会社の資材置場が不足となったため、資材置場を整備するものであります。申請地より半径500mの範囲に医療施設が2つあり、また、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築する計画となっております。申請地より半径500mの範囲に医療施設及び教育機関があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5番は、駐車場を設置する計画であります。こどもが免許を取得し、駐車場を確保する必要があるため、申請したものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

6番は、一般住宅を建築する計画であります。親族との相互扶助のため、親族宅に程近い場所を選定したものであります。申請地は土地改良事業を施工された区域内に存する農地で第1種農地となり、許可の基準は、「集落接続」を適用しております。

7番は保育施設の園庭を設置する計画です。これまでの園庭では、手狭で、保育園の行事等も近隣の施設を利用するなど不便であったため、保育園敷地に隣接した場所を選定したものであります。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

8番は、資材置場を設置する計画であります。自らが経営する造園業の資材置場として設置するものであります。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

9番は、駐車場を設置する計画であります。現在の既存店舗を拡張するため既存敷地内の駐車場を増床する敷地として利用することとなったため、来客用駐車場を確保することが必要となり、最も近い申請地を選定したものであります。申請地は、市街化が見込まれる区域内にある農地で、相当数の街区を形成している区域で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用します。

10番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に程近い場所を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲に公的機関及び保育施設があり、また、

接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第22号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから15ページです。

今回は8件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、6～9年が1件、10年が6件です。設定面積は、23,203.00㎡です。

また、今回は利用権の移転が13件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は12ページの9番から14ページの21番までです。

移転先についてですが、新規農家である■■株式会社に移転します。

■■株式会社は、個人農家が平成30年12月に法人化し、今回初めて約9.1haを設定するものです。

移転の理由については、□□さんの本人名義で借りていた農地

を新しく立ち上げた会社に農業経営を移譲するためです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第21号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第22号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第21号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は16ページから24ページです。
今回の受理件数は26件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第22号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは25ページから32ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が24件、合わせて26件、面積は合わせて18,797.00㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容につい

てご説明いたします。

27ページ10番、29ページ1番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1,000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第23号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、33ページから34ページです。

解約件数は9件で、解約面積は10,382㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これをもちまして、令和元年度第5回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。